

令和元年第4回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

1 議案

番号	件名	説明
1	武蔵野市自治基本条例	武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会及び市長等の役割等を明らかにすることにより、市民自治の一層の推進を図るため、制定するものである。
2	武蔵野市ふるさと応援基金条例	武蔵野市ふるさと応援寄附による寄附金を当該寄附者の意向に沿って市政運営に活用し、市民サービスの向上及び魅力あるまちづくりの推進に資することを目的として、武蔵野市ふるさと応援基金を設置するため、制定するものである。  <b>ふるさと応援寄附による寄附金を積み立てるための基金を設置するもの。</b>
3	武蔵野市立老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例 (例規P.1658)	武蔵野市桜堤ケアハウスデイサービスセンターを廃止するため、所要の改正をするものである。  <b>桜堤ケアハウスデイサービスセンターを廃止するため、条例を改正するもの。</b>
4	武蔵野市放課後等デイサービス施設条例	障害児等の健全な育成を図るとともに、障害児等の保護者の子育てをするうえでの負担を軽減することを目的として、武蔵野市放課後等デイサービス施設を設置するため、制定するものである。  <b>桜堤ケアハウスデイサービスセンター廃止後に放課後等デイサービス、ハビットサテライトオフィスの設置をするために条例を制定するもの。</b>
5	武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (例規P.1775)	国民健康保険財政の健全化を図るため国民健康保険税の税率等を引き上げ、及び減免の特例を定めるため、所要の改正をするものである。  <b>国民健康保険税の医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金における均等割、所得割の改正、法定限度額の改正、及び18歳未満である被保険者が2人以上いる世帯における、子どもに係る均等割額の減免制度の創設するため改正するもの。</b>
6	武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例の一部を改正する条例 (例規P.2027)	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 <b>一般廃棄物処理業者の許可の取消しの要件から、成年被後見人または被保佐人となったことを除くため、改正するもの。</b>
7	武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例 (例規P.2212)	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行を踏まえるほか、所要の改正をするものである。  <b>下水道事業の指定工事業者の指定及び責任技術者の登録の除外要件から、成年被後見人または被保佐人となったことを除くため、改正するもの。</b>
8	武蔵野市立農業ふれあい公園の管理に関する条例の一部を改正する条例	都市公園法（昭和31年法律第79号）第18条の規定により、武蔵野市立吉祥寺東町農業公園の管理に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をするものである。 <b>令和2年4月に吉祥寺東町農業公園を開設することに伴い、所要の改正をするもの。</b>
9	武蔵野市立武蔵野商工会館市民会議室の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立武蔵野商工会館市民会議室の管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
10	武蔵野市立武蔵野公会堂の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立武蔵野公会堂の管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
11	武蔵野市立武蔵野市民文化会館の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立武蔵野市民文化会館の管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
12	武蔵野市立武蔵野芸能劇場の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立武蔵野芸能劇場の管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
13	武蔵野市立武蔵野スイングホールの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立武蔵野スイングホールの管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。

番号	件名	説明
14	武蔵野市立吉祥寺美術館の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立吉祥寺美術館の管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
15	武蔵野市立松露庵の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立松露庵の管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
16	武蔵野市立吉祥寺シアターの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立吉祥寺シアターの管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
17	武蔵野市立かたらいの道市民スペースの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立かたらいの道市民スペースの管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
18	コミュニティセンターの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、コミュニティセンターの管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
19	武蔵野市軽費老人ホームの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市軽費老人ホームの管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。  <b>桜堤ケアハウスの指定管理者の指定をするもの。</b>
20	武蔵野市立老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立老人デイサービスセンターの管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。  <b>北町高齢者センターコミュニティケアサロン及び高齢者総合エンターデイサービスセンターの指定管理者の指定をするもの。</b>
21	武蔵野市立高齢者総合センターの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立高齢者総合センターの管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
22	武蔵野市立北町高齢者センターの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立北町高齢者センターの管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
23	武蔵野市立みどりのこども館の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立みどりのこども館の管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
24	武蔵野市障害者福祉センターの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市障害者福祉センターの管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
25	武蔵野市立0123吉祥寺及び武蔵野市立0123はらっぱの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立0123吉祥寺及び武蔵野市立0123はらっぱの管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
26	武蔵野市立自然の村の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立自然の村の管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
27	武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイスの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイスの管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
28	武蔵野市立体育施設の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立体育施設の管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。  <b>陸上競技場、軟式野球場、庭球場、プール、総合体育館、温水プール、スポーツ広場の指定管理者の指定をするもの。</b>

番号	件名	説明
29	武蔵野市立吉祥寺図書館の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市立吉祥寺図書館の管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。
30	令和元年度武蔵野市一般会計補正予算（第3回）	◎1億4580万円補正増 （補正後の予算額 688億37万5千円）  （主な内容） ・社会福祉費 1605万1千円 ・児童福祉費 1億165万6千円 ・保健衛生費 878万2千円 ・清掃費 1376万9千円 ・商工費 714万5千円 ・小学校費 200万円
31	令和元年度武蔵野市国民健康保険事業会計補正予算（第1回）	◎1000万円補正増 （補正後の予算額 130億2815万9千円）
32	武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（例規P.567）（当初議案(2)）	勤勉手当の率を、都人勤に基づき、0.05か月引き上げ1.05月とするもの（部長級は1.35月）。
33	令和元年12月における武蔵野市議会議員の期末手当に関する条例（当初議案(2)）	期末手当の支給月数を2.425月とするもの。
34	令和元年12月における武蔵野市特別職の職員の期末手当に関する条例（当初議案(2)）	期末手当の支給月数を2.425月とするもの。
35	令和元年12月における武蔵野市一般職の職員の期末手当に関する条例（当初議案(2)）	期末手当の支給月数を1.375月とするもの（部長級は1.075月）。
36	新学校給食桜堤調理場（仮称）新築工事請負契約（当初議案(2)）	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。  施設の高経年化及び児童生徒数の増加に対応し、市立小中学校に給食を安定的に供給するため、新学校給食桜堤調理場（仮称）を隣地に新築する。 契約金額 12億9800万円
37	新学校給食桜堤調理場（仮称）新築に伴う電気設備工事請負契約（当初議案(2)）	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。  施設の高経年化及び児童生徒数の増加に対応し、市立小中学校に給食を安定的に供給するため、新学校給食桜堤調理場（仮称）を新築することに伴い、各種電気設備を新設する。 契約金額 3億4100万円
38	新学校給食桜堤調理場（仮称）新築に伴う機械設備工事請負契約（当初議案(2)）	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。  施設の高経年化及び児童生徒数の増加に対応し、市立小中学校に給食を安定的に供給するため、新学校給食桜堤調理場（仮称）を新築することに伴い、各種機械設備を新設する。 契約金額 5億8960万円
39	新学校給食桜堤調理場（仮称）新築に伴う厨房設備工事請負契約（当初議案(2)）	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。  施設の高経年化及び児童生徒数の増加に対応し、市立小中学校に給食を安定的に供給するため、新学校給食桜堤調理場（仮称）を新築することに伴い、各種厨房設備を新設する。 契約金額 3億4650万円
40	令和元年度武蔵野市下水道事業会計補正予算（第1回）（当初議案(2)）	石神井川排水区雨水幹線切替等事業の債務負担行為の補正

○令和元年度武蔵野市一般会計補正予算（第4回）（追加議案予定）